

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第124号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成25年8月11日 04時30分ごろ
発生場所	石川県志賀町 ^{とぎ} 富来漁港（風戸地区）南南西方沖 志賀町所在の能登富来港風無第3防波堤灯台から真方位183° 2,230m付近 （概位 北緯37°07.0′ 東経136°41.3′）
事故等調査の経過	平成25年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十八 ^{しやち} 鯨丸、4.9トン IK3-14857（漁船登録番号）、個人所有 第244-9610号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープに切損、網に破損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、あかいか漁の操業を終え、富来漁港南南西方約6海里（M）の漁場を発進し、レーダーを3Mレンジで作動させ、自動操舵とし、約7ノットの対地速力で北北東進した。 船長は、操舵室右舷側の主機計器盤後方の背もたれのない板に腰を掛けて見張りに当たり、富来漁港南方沖3km付近に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の南西方の変針予定場所まで約1Mとなったことは覚えていたが、いつしか居眠りに陥り、平成25年8月11日04時30分ごろ衝撃を感じて目が覚め、本船の推進器に本件定置網の漁網を巻いて停船したことを知った。 船長は、僚船に漁業協同組合への事故発生の連絡を依頼し、その後、本船は、本件定置網の所有者が手配したダイバーにより巻き付いた漁網が除去され、15時ごろ自力航行して富来漁港に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時06分ごろ
その他の事項	船長は、富来漁港港外の定置網の設置状況については、十分把握しており、定置網を避けて富来漁港に入港していた。 船長は、本事故前日、操業に備え、08時ごろに就寝して約5時間の睡眠時間を確保し、本事故時、特に疲れなどは感じていなかった。

	<p>船長は、ふだん、眠気を催した際は、操舵室を離れて外気に当たったり、船を停船させて休息したりするなどしていたが、本事故時は、富来漁港に入港する時間が決められており、入港前に急に眠気を感じたものの、停船して休息したり、眠気を払拭する行動をとったりせずに航行を続けた。</p> <p>本船は、居眠り防止装置がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、富来漁港南南西方沖を自動操舵で北北東進中、船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して本件定置網に向けて航行し、本件定置網に進入し、定置網が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、入港前に急に眠気を感じたものの、眠気を払拭する行動をとらず、同じ姿勢で操船を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、富来漁港南南西方沖を自動操舵で北北東進中、船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して本件定置網に向けて航行し、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眠気を催した場合には、立って操船したり、外気に当たるなどしたりして眠気を払拭すること。